本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　移行型以外の地方独立行政法人の一定のもののうち、その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務のみを引き続き行うものについて、非課税とする措置を講ずることとした。（第二五条関係）

㈡　平成二五年度から、生命保険料控除を改組し、次の⑴から⑶までによる各保険料控除の合計適用限度額を七万円とすることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

⑴　平成二四年一月一日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」という。）に係る控除

イ　介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額二万八、〇〇〇円）を設けることとした。

ロ　一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ二万八、〇〇〇円とすることとした。

ハ　イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとすることとした。

年間の支払保険料等	控除額
一万二、〇〇〇円以下	支払保険料等の全額
一万二、〇〇〇円超三万二、〇〇〇円以下	支払保険料等に二分の一を乗じた額に六、〇〇〇円を加算した額
三万二、〇〇〇円超五万六、〇〇〇円以下	支払保険料等に四分の一を乗じた額に一万四、〇〇〇円を加算した額
五万六、〇〇〇円超	一律二万八、〇〇〇円

ニ　主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとした。

⑵　平成二三年一二月三一日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ三万五、〇〇〇円とすることとした。

年間の支払保険料等	控除額
一万五、〇〇〇円以下	支払保険料等の全額
一万五、〇〇〇円超四万円以下	支払保険料等に二分の一を乗じた額に七、五〇〇円を加算した額
四万円超七万円以下	支払保険料等に四分の一を乗じた額に一万七、五〇〇円を加算した額
七万円超	一律三万五、〇〇〇円

⑶　新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

⑴ロ及び⑵にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額二万八、〇〇〇円）とすることとした。

イ　新契約の支払保険料等につき、⑴ハの計算式により計算した金額

ロ　旧契約の支払保険料等につき、⑵の計算式により計算した金額

㈢　平成二四年度から、扶養親族のうち、年齢一六歳未満の者に対する扶養控除を廃止することとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

㈣　平成二四年度から、特定扶養親族のうち、年齢一六歳以上一九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（一二万円）を廃止し、扶養控除の額を三三万円とすることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

㈤　平成二四年度から、所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に二三万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に二三万円を加算する措置に改めることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

㈥　平成二四年度から、調整控除について、㈢から㈤までの改正に伴う所要の措置を講ずることとした。（第三七条及び第三一四条の六関係）

㈦　平成二三年一月一日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとした。（第四五条の三の二、第四五条の三の三、第三一七条の三の二及び第三一七条の三の三関係）

㈧　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に関係する取引等に係る税制について、所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

⑴　清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。

⑵　法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこととした。

⑶　合併類似適格分割型分割の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。

⑷　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈨　公的年金からの特別徴収制度の対象とならない六五歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとした。（第三二一条の三、第三二一条の四及び第三二一条の七の二関係）

㈩　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条関係）

⑪　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条の二関係）

⑫　平成二五年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。（附則第三五条の三の二関係）

2　事業税

㈠　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に関係する取引等に係る税制について、所要の措置を講ずることとした。（第七二条、第七二条の五の二、第七二条の六、第七二条の一二、第七二条の一三、第七二条の一八、第七二条の二一、第七二条の二三、第七二条の四の九、第七二条の二九～第七二条の三一及び第七二条の四一の五関係）

⑴　清算所得に対する所得割の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。

イ　清算中の法人に各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額に対する事業税を課することとした。

ロ　残余財産の一部の分配又は引渡しをする場合における清算所得に係る所得割の申告納付及び解散法人の清算所得に係る所得割の確定申告納付を廃止することとした。